

協定

災害時に充電スポットを開設し地域へ貢献
第一化成株式会社と町が災害協定を締結

1月12日、町は第一化成株式会社と「災害時における地域貢献活動（情報端末用電源提供等）に関する協定」を締結しました。この協定の締結により、災害時に電気の供給が途絶えたときには、同社群馬工場（赤堀地内）の一部が同社所有の太陽光発電設備や蓄電設備を活用して、情報収集や連絡手段として重要となる携帯端末などへの充電場所として地域住民へ開放されます。関口春彦総務課長は「災害時の避難環境整備は町の課題の一つであり、本協定は町民の安心に繋がるもので大変ありがたい」と話し、第一化成株式会社



協定締結を終えた、関口課長（右）と第一化成株式会社の中川社長

の中川豊彦社長は「SDGsの取り組みとして再生可能エネルギーの活用を進めている。今後は更に活用を広めて地域に貢献したい」と話していました。

縦覧

事業計画の縦覧を行います
邑楽町公共下水道の事業計画の変更など

事業計画の変更案などをまとめたので縦覧します。

▼件名 邑楽町公共下水道事業計画の全体計画の縮小（市街化調整区域部分の削除）及び館林特定公共下水道近藤処理区の邑楽町分の都市計画決定

▼縦覧期間 2月7日（月）～21日（土）日曜日、祝日除く

▼縦覧場所 役場安全安心課

▼時間 午前8時30分～午後5時15分

意見の受付

意見のある人は縦覧期間中に意見書を提出することができます。意見書は縦覧場所に備え付けのもの、または必要事項（氏名・住所・利害関係・意見）を記入したものを直接または郵送で、縦覧場所に提出してください。

▼提出期限 2月21日（土）（必着）

▼問合せ先 役場安全安心課 47-5037

申請

町と取り引きを行う事業者の人へ
小規模契約登録申請の受け付け

令和4・5年度の登録申請を受け付けます。令和2・3年度に登録している事業者も改めて申請が必要です。

▼対象（①～⑤全てに該当する事業者）

- ①町内に主な事業所がある
 - ②邑楽町に競争入札参加資格審査申請（電子申請）をしていない
 - ③業務を行うために必要な資格や許可を取得している
 - ④町税に未納がない
 - ⑤暴力団員および暴力団関係者でない
- ▼契約範囲 工事130万円以下、物

品購入80万円以下、借入れ40万円以下、その他委託など50万円以下

▼登録期間 令和4・5年度（2年間）

▼申請方法 所定の申請書に必要事項を記入し、町税の完納証明書と暴力団排除に関する誓約書を添えて申し込む ※所定の書類は役場総務課、町ホームページにあります。完納証明書は役場総務課で発行（1通300円）。

▼申請期間 3月1日（土）～22日（土）

▼申請・問合せ先 役場総務課 47-5005

表彰

皆さんに親しみを、邑楽町の広報紙
広報おうらが第二席に入選

1月13日、県主催の市町村広報コンクールで「令和3年11月号」が、広報紙町村の部で第二席に選ばれました。審査員からは「村が『ツナガッテ』誕生したという歴史から、住民のさまざまな『ツナガル』に繋がっていく構成がうまい」、「写真の使い方がうまく、子どもをはじめ、たくさんの方々が紙面に登場している」、「フォトパレットやみんなの広場、若者紹介、がんばる会社お店などコーナーが充実している」などの評価を受けました。

▼問合せ先 役場企画課 47-5007



↑ 広報紙の部で第二席
「広報おうら11月号」
(令和3年11月号・No.662)